えて準用する」の下に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加え、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項の表第五条の項中「第十四条第十項」を「第十四条第九項」に改め、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第十一項」を「以下この項及び第十項」に、「同令」を「平成六年農林共済改正政令」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十六条第十六項」を「附則第十六条第十八項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十五項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第十四条の四第一項中「、国民年金法」を「又は国民年金法」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第十四条の五中「厚生年金保険法第六十条第一項、」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十条第一項」に、「厚生年金保険法第六十条第一項第一号」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚年法第六十条第一項第一号」に改める。

第十四条の六の見出し中「附則第十六条第十五項」を「附則第十六条第十七項」に改め、同条の表以外の部分中「同条第十五項」を「同条第十七項」に改める。

第十四条の七中「第八条の二の八」を「第八条の二の六」に改める。

第十五条第一項の表附則第十条第四項の項中「附則第四十八条第一項若しくは第二項又は附則第四十九条第一項」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第二十三条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

附則第十九条	特例
	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第三十八条の三の規定による支給の停止の特例
附則第二十二条	特例
	特例、施行日前の組合員期間を有する者に対する新共済法第四十五条の四の規定による支給の停止の特例

第十五条第一項の表附則第三十五条第二項各号並びに附則第三十八条第一号及び第三号の項中「並びに附則第三十八条第一号及び第三号」を削り、同項の次に次のように加える。

附則第三十六条第一項	の障害の程度が減退した
	について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認める

請求	
	請求（その者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生年金保険法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害共済年金の受給権を取得した日又は当該診査を受けた日から起算して一年を経過した日後の請求に限る。）
	減退し、又は増進した後において該当する旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度
	障害の程度が該当する旧共済法別表第二の上欄に掲げる障害の程度
附則第三十八条第一号及び第三号	組合員期間
	旧農林共済組合員期間

第十五条第一項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十九条第一項の項までを削り、同条に次の一項を加える。

9　第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第二十二条第一項の規定は、移行農林年金について準用する。

第十六条の表第十五条第三項の項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第十七条第一項の表以外の部分中「及び附則第四十九条第一項の項」を削り、同項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十九条第一項の項」を削り、同項の表附則第四十八条第一項の項から附則第四十八条第二項の項までを削る。

第十九条第一項中「平成六年改正法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）」に、「第十五項」を「第十八項」に改める。

第二十条第一項中「第十五項」を「第十八項」に改める。

第二十一条第一項の表以外の部分中「（以下この条において）」を「（以下）」に、「第十一条第二項各号」を「第十条第二項各号」に改め、同項の表を次のように改める。

第十条第二項	老齢厚生年金の受給権者
	老齢厚生年金の額
第十三条第一項第一号	老齢厚生年金
	得た額

	老齢厚生年金又は移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）第十三条第一項第一号及び第三号において同じ。）のうち退職共済年金の受給権者
	老齢厚生年金又は移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち退職共済年金の額
	老齢厚生年金又は移行農林共済年金のうち退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）
	得た額（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）